

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集について（国内希少野生動植物種の追加等）

1 意見募集方法の概要

（１）意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

（２）資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

（３）意見提出期間

平成 24 年 3 月 29 日（木）～4 月 8 日（日） 11 日間

（４）意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

（５）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課保護増殖係

2 意見募集の結果

（１）意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	0 通
郵送	0 通
電子メール	3 通
計	3 通

（２）整理した意見の総数

・今回の改正政令案に係るもの 3 件

3 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要()	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
【全体に対する意見】			
新たに指定する国内希少野生動植物 3 種について DNA マーカーを用いた保全事業を検討すべき	1	遺伝解析により、近親交配の程度を評価や、生息域外における系統保存、盗掘防止に活用できるため。	いただいたご意見は、今回指定する 3 種だけでなく、絶滅危惧種全般の保全において大変重要であると考えており、引き続き、活用を検討・実施して参ります。
【カッコソウに対する意見】			
カッコソウの指定について賛同する。	1	今回の指定は、盗掘に対する歯止めと行政による保護活動の推進を強く後押しするものである。	引き続き、関係者と連携し、絶滅危惧種の保全のための取組を進めて参ります。
【学名の変更に対する意見】			
国内希少野生動植物種に追加される種について、施行令中の学名のカタカナは、不必要ではないだろうか。	1	学名、特に属名は研究者の見解により変わるものである。	種によっては複数の和名を持つものもあります。またその和名が種・亜種・変種のどの分類を指しているのかの判別がつかない場合もあります。 そのため施行令において和名と学名も併記することにより、対象とする種を明確にしています。